

広島県における集落営農法人の展開と経営多角化

秋 葉 節 夫

I はじめに

2002（平成14）年の米改革大綱において、集落営農が個別経営体とともに組織経営体として農業の担い手として政策的位置付けがされるようになり、その具体化は、2007（平成19）年4月から施行された品目横断的経営安定対策（同年12月水田・畑作経営所得安定対策に名称変更）に見られた。これ以降は、集落営農は、組織形態、面積において要件はあるが、政策対象となったために、それまでと比べてその展開において政策的要因が強くなったといえる。農林水産省の「農業構造動態調査」によれば、2005（平成17）年の集落営農数は、その5年前の2000（平成12）年と比べてほとんど変わらないが、政策的基盤が確立したその5年後の2010（平成22）年には、約35%増加し、その展開に政策的要件が強くなっていることがうかがえる。

これを地方別に見ると、政策基盤が確立していない2005（平成17）年以前において集落営農数が多い北陸、近畿、中国では、2000（平成12）年から2005（平成17）年にかけて減少し、2005（平成17）年から2010（平成22）年にかけて微増することで2000（平成12）年水準に戻っている。他方、2000（平成12）年に集落営農数が少なかった東北、関東、四国においては、集落営農が農業の担い手として政策的位置づけがされるなかで5年ごとに約45%、約85%以上の増加となり、この10年間に約3倍に急増し、その結果、2010（平成22）年には東北が集落営農数の最も多い地方となっている。

それでは、集落営農の組織形態はどうであろうか。同じ農林水産省の「集落営農実態調査」によれば、法人形態のものは全体の15%にすぎないが、政策的基盤ができたこの5年間には3.2倍となっており、集落営農総数

の1.4倍を大きく上回り、非法人のウエイトを低めている。このなかでは、農事組合法人が圧倒的に多く、総数と比較しても12.7%を占めており、この5年間の増加率も最大である。2010（平成22）年における集落営農の経営規模を経営耕地面積と農作業受託面積の合計で見たものが表1である。経営規模は大規模経営の多い北海道では100ヘクタール以上の集落営農が60%を越えているが、都府県においてそれは4.1%にすぎず、10～20ヘクタールのものが最も多く、50ヘクタール以下の表1に示す各層ともに20%程度で均一の割合となっている。ただ、都道府県別では違いがあり、近年急増している東北、関東、東山、九州は、30～50ヘクタールの集落営農が最も多い。他方、従来から集落営農が多くあった北陸、近畿、中国では、20ヘクタール未満の小規模が多く、東北、関東・東山とは集落営農の様相が異なっている。

ところで、こうした特徴を持つ集落営農の「6次産業化」の動きを次に見てみよう。2010（平成22）年11月に「6次産業化法」と呼ばれる「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が可決され、2011（平成23）年3月から施行さ

表1 集落営農の経営規模（経営耕地面積＋農作業受託面積）

	計		10ha未満	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
全国	13,577	100	19.8	22.9	19.8	20.3	12.0	5.3
北海道	289	100	1.0	1.4	5.5	12.1	19.7	5.3
都府県	13,288	100	20.2	23.4	20.1	20.5	11.8	4.1
東北	2,997	100	7.5	14.7	21.9	28.7	20.3	6.8
北陸	2,089	100	17.8	27.6	24.1	21.1	7.8	1.7
関東・東山	936	100	11.6	14.6	20.7	26.1	18.8	8.1
東海	790	100	25.3	25.3	15.9	16.6	11.4	5.4
近畿	1,771	100	39.9	32.7	14.5	8.6	3.7	0.6
中国	1,759	100	32.4	32.9	19.0	11.1	4.0	0.6
四国	378	100	31.7	21.7	12.2	15.3	10.8	8.2
九州	2,568	100	14.9	19.8	21.4	24.8	14.0	5.1

注：農林水産省「集落営農実態調査」2010年
都府県の法人化率は15.1%

れたことが、「6次産業化」の政策的背景となっている。この「6次産業化」は、第一次産業に従事する農林漁業者が地域資源や農林水産物を活用して生産過程だけではなく、加工過程、販売過程へ進出して新しい事業を起こすことによって経営成果を自らの所得とするものである。この経営形態では、表2の農林水産業の「6次産業化先進事例(100事例)」によると、「第一次産業×第二次産業×第三次産業」が54%と多くなっている。また、「第一次産業×第三次産業」においても「直売・レストラン」、「レストラン」、「農家民泊」の事例を「第一次産業×第二次産業×第三次産業」の形態に含めると、66%となる。

「6次産業化」の事例で最も多いのが「加工・直売」で、次いで多い「加工・直売・レストラン」を合わせると半数近くになり、この他に「加工」や「直売」をしている事例が多くなっている。要するに、近年では、集落営農組織化が進むとともに、その具体的経営形態として、多角化が目指されてきているということである。米・麦などの集落営農の基幹作物が管理下の生産・販売から「市場管理」下の生産・販売に移行することによって、集落営農は「市場」に大きく接近することになったわけである。

表2 6次産業化先進100事例

	6次化形態	事例数
1次・ 2次・ 3次	加工・直売・レストラン	21
	加工・直売	26
	加工・契約栽培	2
	加工・販売	1
	加工・ネット販売	1
	加工・輸出	1
	加工・輸出・直売	1
	加工・契約取引	1
	小計	54
1次・ 2次	加工	14
	開発・加工	1
	産地リレー・加工	1
	研究開発・成果利用	1
	小計	17
1次・ 3次	直売	13
	直売・レストラン	4
	直売・契約取引	2
	契約栽培	2
	レストラン	6
	農家民泊	2
	小計	29
	合計	100

注：農林水産省「6次産業化先進事例集」(100事例)
平成23年4月

また、事業の多角化は、さらにその距離を縮める方向に作用している。したがって、集落営農はその事業編成、事業の多角化を通して市場との関連を強め、市場にいかにか積極的に対応するかがきわめて重要な課題となっている。本稿では、以上の点を念頭に置いたうえで、広島県下の代表的な集落営農法人をとりあげ、その多角化の試みを明らかにして、「集落営農の第二ステージ」と呼ばれる現時点での集落営農の課題を明らかにすることを目的としている¹。

Ⅱ 広島県の農業と集落営農数の推移

まず、広島県の農業の概況を見てみる。表3は、農家の高齢化の状況を示したものである。農業就業人口が1990（平成2）年に比べると、2010（平成22）年では半減していることがわかる。また、農家の65歳以上人口も1990（平成2）年の48%から、2010（平成22）年の76.4%にまで増加している。農家の高齢化が進んでいるわけである。表4は、農家数の推移を示したものである。総農家数は1995（平成7）年以降、100,000戸を下回り、2010（平成22）年には66,321戸に減少している。主業農家数も減少して、2010（平成22）年には、3,454戸に減少している。他方、新規就農者の推移を示したものが表5である。これを見てみると、年間70～80人を確保しており、ほぼ目標数に届いている。その意味では、新規就農者の確保はある程度順調にいつているといえる。しかし、農業青年数は一貫して減少してきており、農業の担い手としての課題を示しているといえる。

ところで、表6は、認定農業者数の推移を示したものである。これを見ると、2000（平成12）年を境に増加を示し、現在では1,300程度となっている。しかしそれではうまくいつているかということ、必ずしもそうではない。表4には示してはいないが、認定農業者の40%以上が65歳以上である。つまり、認定農業者等担い手が高齢化してきているのである。後に、集落営農数を示すが、その数の推移は、こうした高齢化も反映しているのである。

それでは、こうした特徴をもつ広島県の農業はどの程度の農業産出額を

表3 農家の高齢化の状況

(単位：人，%)

区分	H 2	H 7	H12	H17	H22
農業就業人口	96,764	84,039	78,000	63,028	46,483
65歳以上人口	48.0	61.6	69.3	73.2	76.4

注：農林業センサス各年次

表4 農家数の推移

(単位：戸)

区分	H 2	H 7	H12	H17	H22
総農家数	102,936	92,197	82,240	74,032	66,321
販売農家数	68,049	60,294	51,941	42,070	34,648
主業農家数	9,800	7,700	5,061	3,998	3,454

注：農林業センサス各年次

表5 新規就農者数の推移

(単位：人)

区分	H 2	H 7	H12	H17	H22
農業青年数	1,022	614	472	—	—
新規就農青年数	37	44	40	36	20
Uターン者	21	19	19	15	13
新規参入者	0	7	7	8	6
その他	16	18	14	13	5

注：広島県農業担い手支援課調べ

「農業青年数」は当該年度末の数字であり、「新規就農者数」は当該年度中に就農した数字である。

表6 認定農業者数の推移

(単位：経営体)

区分	H 2	H 7	H12	H17	H22
認定農業者数	277	936	1,136	1,438	1,388

注：広島県農業担い手支援課調べ

認定農業者は当該年度末の数字である。

示しているのであろうか。表7は、農業産出額の推移を示したものである。これを見ると、近年では若干の減少傾向である。2010（平成22）年時点では、1,021億円となっている。広島県の予測によれば、2020（平成32）年には1,000億円以下に低下するものと見込まれている。表6は、農産物価の全国の指標である。広島県の集計はないが、参考までに示しておく。この表8によると、農産物の販売価格は2010（平成22）年を100%とすると、2013（平成25）年は102.9%と若干の増加である。しかし、生産資材の価格は、同じ2010（平成22）年を100%とすると、2013（平成25）年は107.5%であり、増加率が高いことがわかる。つまり、販売価格に対して生産資材の価格が増加しているということである。この意味でも農業の危機という点が明らかとなってくる。こうしたなかで県内の耕作放棄地の状況はどのようなものであろうか。表9は、耕作放棄地面積と率を示したものである。これを見ると、年々耕作放棄地面積は増加しており、2005（平成17）年と比べてみると、2010（平成22）年では、1061ヘクタール増加している。耕作放棄地率も13%に近づいており、何らかの形で農地保全をおこなっていくことが急務であることがわかる。

以上のように、広島県の農業においても、農業従事者数の減少や高齢化により、耕作放棄地が発生する等、地域農業の維持が危ぶまれている。こうしたなかで、広島県の農業を将来に渡って持続的に発展させていくためには、大規模な認定農業者や集落営農が農業生産を担う農業構造に転換をしていくことが必要である。認定農業者数の推移はすでに示したので、ここでは集落営農の組織化の推移を見ていくことにする。表10は、農業法人数の推移を示したものである。これによると、農事組合法人、集落法人を中心として着実に増加してきている。広島県としては、すでに1999（平成11）年「農林水産業・農山漁村活性化行動計画」の策定のなかで、法人化の推進を位置づけるとともに、2010（平成22）年には、「2020農林水産業チャレンジプラン」を策定し、「産業として自立できる農林水産業の確立」の実現のため、あらためて集落法人、農業参入企業、認定農業者を担い手と

表7 農業産出額の推移

(単位：億円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22
農業産出額	1,069	1,030	1,073	1,020	1,021

注：農林水産統計年報各年次

表8 価格指数の推移

(平成22年=100)

区分	H22	H23	H24	H25
農産物価格（総合）	100	97.6	101.8	102.9
生産資材価格（総合）	100	102.2	102.9	107.5

注：農林水産省農産物価格指数各年次

表9 耕作放棄地面積の推移

(単位：ha)

区分	H 2	H 7	H12	H17	H22
耕作放棄地面積	—	513	4,499	6,087	7,148
耕作放棄地率	—	5.8	7.1	10	12.2

注：農林業センサス各年次

表10 農業法人数の推移

(単位：経営体)

区分	H 2	H 7	H12	H17	H22
農事組合法人	61	68	62	101	185
有限会社	60	79	81	97	75
株式会社	—	—	—	5	72
合資会社	—	—	—	—	4
集落法人	2	5	10	74	205

注：広島県農業技術課調べ

集落法人とは、集落（1～数集落）の農地を集積することで効率的・継続的な農業経営をおこなう法人である。

して位置づけ、「経営力の高い担い手の育成」に取り組んできている²。その結果として、2013（平成25）年時点では、集落法人数227、水田カバー率12.9%となっている。

最後に、表11は、所得補償制度等への加入状況を示したものである。これを見ると、「水田・畑作経営所得安定対策」でも「戸別所得補償モデル対策」でも法人が多く加入していることがわかる。その意味で、集落営農組織化は、国の農業政策への対応という側面をもっている。しかし、それだけではなく、農業の新たな担い手として、地域農業の維持と発展に貢献しうる側面ももっているわけである。以下では、以上の広島県の農業と集落営農数の推移を踏まえたうえで、二つの集落営農組織化の事例を示して、広島県での集落営農組織化と経営の多角化の動向を探ってみる。

表11 所得補償制度等への加入状況

区分	水田経営所得安定対策 平成22年度	戸別所得補償モデル対策 平成22年度
法人	135	229
任意組織	7	49
計	142	278

注：広島県農業技術課調べ

Ⅲ 農事組合法人「ファーム・おだ」と経営多角化

農事組合法人「ファーム・おだ」が位置する東広島市河内町は、東広島市の東端、広島県のほぼ中央、加茂台地の東部に位置する東西12.2キロメートル、南北14.3キロメートル、総面積84.68平方キロメートルの町である。都市通勤圏に属するとともに、工業団地の整備等で就業機会に恵まれた稲作中心の兼業農業地域である。小田地区は、この河内町の北東部に位置し、13集落から構成されている。総世帯数236戸、人口681人、うち農家戸数は167戸で、耕地面積は127ヘクタール、うち水田面積は118ヘクタールで稲作が基幹作物である。小田川沿いに、棚田状に農地が広がっているが、

その面積は一戸当たり平均80アールであり、全国平均を下回っている³。

この小田地区では、1977（昭和52）年から圃場整備が開始され、1987（昭和62）年にはほぼ完了している。1981（昭和56）年には、機械の共同利用を目的とした営農組合が順次立ち上がり、これを背景として農業を持続的に経営できる環境を整えてきた。

ところが、2001（平成13）年3月をもって、小田小学校が廃校になるとともに、2003（平成15）年の市町村合併によって保育所や診療所も他地区に統合されるなど地区にとっての危機的状況が訪れた。そこで、こうした危機意識を背景として、2003（平成15）年10月自治機能を有する「共和の郷・おだ」を設立した。同組織が地区全戸を対象におこなったアンケート調査結果によると、42%の農家が5年後に、64%の農家が10年後に、「農業ができない」または「やめたい」という意向が明らかになった。そのため、地区の将来像を農家に提案し、話し合いをおこない、法人化に取り組むことが喫緊の課題であると判断して、旧小学校区を一つの農場としてまとめ、効率的・安定的な農業経営をおこなう集落法人を設立する準備を進めた。2005（平成17）年11月に、「法人設立後の加入は認めない方針」として、12集落128戸が参加する農事組合法人「ファーム・おだ」を設立するに至ったのである⁴。

この設立された農事組合法人「ファーム・おだ」の構成は、「理事」15名（組合長理事1名、副組合理事1名、部会長12名 総務、経理、生産、機械、資材・労務、加工・販売）、「監事」2名からなっており、役員の任期は3年である。以上の15名の役員が事業経営に当たっている。利用権設定面積84ヘクタール（平成22年度）であり、主要作物面積は、水稻46.3ヘクタール、大豆18ヘクタール、そば3.6ヘクタール、野菜1.2ヘクタールである。表12は、地代・賃金・役員報酬を示している。これによれば、「地代」は、整備田10,000円/10アール、未整備田6,000円/10アール、であり、「賃金」はオペレーター900円/時、臨時雇800円/時となっている。「役員報酬」は10,000円/月である。また畦畔管理と水管理は、基本的には地権者がおこ

なうこととしており、「畦畔管理料」10,000円/10アール、「水管理料」2,000円/10アールが支払われている⁵。2010（平成22）年度の収支を見てみると、「売上高」62,481,000円、「事業管理費」64,226,000円、「法人税等」1,196,000円で、3,741,000円の赤字である。しかし、「営業外収益」が6,110,000円あり、全体として、「当期利益」が3,169,000円となっている。つまり、「奨励金」や「助成金」をもって黒字となっているのである⁶。この「ファーム・おだ」の農地の集落の農地に占める割合は88%であり、小田地区全体をひとつの農場とみなし、法人が一括して作付計画を立てている。

ところで、この「ファーム・おだ」の事業経営の特徴はその多角経営である。すでに見たように、役員構成のなかに「加工品開発係」、「加工品販売係」を設けている。複数の女性グループ（「おだビーンズ」など）を結成し、カボチャやトウモロコシ、トマトなどの野菜を生産し、手作り味噌や豆ごはんの素（もと）などの加工製造を手掛け、直売所「寄りん菜屋」で販売し、収入を得ている。歳暮時期には詰め合わせ品の「ふるさとの味パック・深山のかほり」も販売している。直売所「寄りん菜屋」には食堂も併設され、「小田そば」や「小田米」、その他の地元産農産物を使ったメニューが提供されている。また、2012（平成24）年4月には、直売所「寄りん菜屋」から約400メートルの場所に米粉専門パン屋「パン&米夢（パントマイム）」をオープンさせている。職員6名を雇用して、小田産の米粉を用い、生産・製造・販売を一貫して同法人でおこなっている。1日の製造個数600個、1個平均単価185円、1日35種類程度の販売で、現在のパンの種類は135種類となっている⁷。表13は、この「パン&米夢」の販売状況と販売額

表12 地代・賃金・役員報酬

地代	整備田10,000円/10a, 未整備田6,000円/10a
賃金	オペレーター 900円/時, 臨時雇800円/時
役員報酬	10,000円/月

注：2011年8月の聞き取りによる。

表13 販売状況・入客数・販売単価・平均販売額

販売状況（円）	20,462,730
入客数（人）	22,467
1日平均客数（人）	107
1日販売単価（円）	911
1日平均販売額（円）	97,908

注：「小田産米粉パン工房（パン&マイン）の概要」（2013）
 期間は、平成23年4月29日から12月末日まで

を示したものである。この表13を見ると、4月29日開店以降、12月末日までに、「販売高」20,462,730円、「入込客数」22,467人、「1日平均客数」107人、「1人販売単価」911円、「1日平均販売額」97,908円となっている。つまり、「パン&米夢」には、月約2,500～3,000人が訪れており、開店から12月末日までに22,467人が来店している。オープン当初目標にしていた年間売上1200万円はクリアし、12月末日時点で20,462,730円を売り上げているのである。

以上、「パン&米夢」の事業経営を見てみたが、生産・製造・加工・販売を法人が一貫しておこなうことによって、米にいつもの付加価値をつけ、利益・収益を上げようとする「6次産業化」の具体化といえる。東広島市内（集落外）から若者を雇用して、女性や若者の労働力、アイデアを積極的に活用することも可能となり、組合員のモチベーションも上昇しているといえる。今後は市内量販店、学校給食への提供等を計画しているが、原材料の小麦粉に比べて米粉は2.5倍と割高である。例えば、小学校の55グラム・パンは1食分46円が納入価格であるが、米粉を使用したメロンパン1個の販売価格は140円となっている。米粉パンは子供にアレルギーがないなどのメリットをもつが、学校給食への提供には価格補助金制度が必要である。「パン&米夢」は、「東広島市米粉普及促進協議会」（平成23年8月設立）と連携して、販路の拡大に努めているのである⁸。

なお、経営多角化では、さらに、2012（平成24）年11月、「寄りん菜屋」の敷地内にピザ釜を敷設し、小田産の米粉、野菜などを使用してピザを焼

く試みも始まっている。こうした積極的な米粉の活用により、10%ほどあった休耕田はゼロとなり、大きな効果を生んでいるのである。

以上、農事組合法人「ファーム・おだ」の事業経営、とくにその多角化について見てきた。この「ファーム・おだ」の経営面積は、すでに見たように、84ヘクタールであり、広島県下の集落法人としては最大である。その経営規模の拡大を通して、実需者からの量的なニーズに応えることができ、個人経営ではできなかった耕畜連携や豆腐業者との直接取引も可能になっている。そして、法人化してから米がさらにうまくなったという声に代表されるように、生産の基本である土づくりも含めて、経営多角化に取り組んできている。経営規模の拡大、多品目化、そして加工、販売といった流れのなかで、集落としてまとまり、機能、役割を維持するという点で大きな成果をあげてきている。しかし、収支のところでも見たように、こうした法人の活動は「奨励金」、「補助金」によって支えられている。したがって、こうした補助なしで自立できるところまで事業経営を維持、発展させることができるのか、今後の活動の成り行きが注目されるところである。

IV 農事組合法人「岩戸黒瀧」と経営多角化

農事組合法人「岩戸黒瀧」が位置する北広島町大朝地区は、北広島町の北端、島根県と境を接している大朝盆地にある。米が農業生産の中心を占めている。水田面積は584ヘクタール（平成22年）、1区画10アールの圃場整備がほぼ完了している。水稲単作的な地域であることから、地域農業集団による共同利用や転作の共同作業がこれまで展開してきており、その過程で、オペレーター役の大型稲作農家や集落営農組織への農地の集積が進んでいる。大型稲作農家や集落営農組織への農地の集積率は、作業受託を含めて全水田面積の40%ほどである⁹。

農事組合法人「岩戸黒瀧」は、2000（平成12）年、集落内の大多数の農家と大型稲作農家（認定農業者）の21戸の農家の連携のもとで設立された。

利用権設定および作業受託をおこなうことで20ヘクタール以上の水稻作付が可能で大型高性能機械を導入している。当初は、水稻9.5ヘクタール、大豆4.0ヘクタール、麦2.0ヘクタールを作付し、水稻と麦、大豆を組み合わせた2年3作に取り組み、また、30代の青年認定農業者を中心的なオペレーターに据えて、構成員の様々な職種、能力に応じた役割分担をおこなうことで、作業能率の向上に意欲的に取り組んできた。また、2007（平成19）年には、「平田農場」から「岩戸黒瀧」へと名称変更とともに、構成戸数も49戸に増加し、経営面積も33ヘクタール（水稻22.2ヘクタール、もち米4ヘクタール、飼料用稲4ヘクタール、大豆1.8ヘクタール、白ねぎ2.2ヘクタール）に至っている¹⁰。この「岩戸黒瀧」の組織は、役員9名（代表理事1名、第1理事1名、第2理事1名、理事6名）と「監事」2名からなり、この理事会のもとに、「営農部会」、「機械・作業部会」、「企画・加工部会」の三部会を置いている¹¹。表14は、各種作業料金を示したものである。これを見ると、「育苗」（委託）、「荒起こし」2,500円/10アール、「代掻き」2,500円/10アール、「田植え」4,000円/10アール、「防除」2,000円/10アール、「刈取り」10,000円/10アール、「乾燥・調整」（委託）となっている。表15は、地代・賃金・役員報酬を示したものである。これを見ると、「地代」は、10アール以上13,500円、10アール以下9,500円となり、「オペレーター賃金」は1,000円/時、臨時雇800円/時、「役員報酬」は20,000円/月となっている。「管理料」は15,000円/10アールである¹²。平成22年度の収支を見てみると、「売上高」29,748,570円、「売上原価」32,676,160円で、「売上純利益」は2,927,590円のマイナスである。しかし、「営業外利益」が10,919,221円あり、結果として、「経常利益」が4,489,421円となっている。つまり、「奨励金」や「補助金」でもって、黒字になっているのである¹³。

ところで、「岩戸黒瀧」も経営の多角化に取り組んでいる。具体的には、米の加工、販売としての米粉のラーメンやうどん（「大朝おこ麺」）と焼酎、純米酒の製造も手がけている。平成22年度実績では、「おこ麺」1187袋、焼

表14 各種作業料金 (単位：円，10a)

育苗	委託
荒起こし	2,500
代掻き	2,500
田植え	4,000
防除	2,000
刈取り	10,000
乾燥・調整	委託

注：2011年8月の聞き取りによる。

表15 地代・賃金・役員報酬

地代	10アール以上13,500円，10アール以下9,500円
賃金	オペレーター賃金1,000円/時，臨時雇800円/時
役員報酬	20,000円/月

注：2011年8月の聞き取りによる。

酎（カートン付1,350円12本，カートン無1,280円234本，業務用96本）352本，純米酒（カートン付1,450円48本，カートン無1,400円258本，1.8リットル2800円4本，営業試飲61本）341本を販売している。これらは，地元の道の駅や直売所（「わさ～る産直館」）で販売されるとともに，インターネットや各種催物でも販売されている。「売上高」は合計1,626,921円となっている。平成23年度（2011）は，2,000,000円の「売上高」を見込んでいるのである¹⁴。

しかしながら，法人化のメリットをさらに生かすために，北広島町大朝地区では，この「岩戸黒瀧」（「旧平田農場」）など6つの集落法人と大規模稲作農家5戸が共同出資して，資本金950万円で，2007（平成19）年3月，「株式会社 大朝農産」を設立した。県内初の「農業の株式会社」である。表16は，この「大朝農産」の出資者の概要を示したものである。6集落法人と5戸の大型稲作農家の合計の経営面積（作業受託を含む）は，216.1ヘクタールに及び，大朝地区の全水田面積の40%に当たっているのである。この「大朝農産」では，コンバインや農薬散布用のヘリコプターなどの高

額な農業機械などを共同で購入し、また管理して、コスト削減と効率化を図っている。また米の販路拡大、有利販売面での成果として、大朝地区の特別栽培米がまとまった量で安定供給できること、販売窓口が法人化したことで社会的信用が強化されたことから、広島県内の米穀・業務用食品卸売会社との契約が成立し、2008（平成20）年にはコシヒカリの売上げが1億2,000万円にも上っている。そして、こうしてできた米を「大朝米」としてブランド化し、さらなる販路拡大を目指している。全体として、生産は従来の20ヘクタールほどの最も効率の良い経営単位でおこない、経営の企画管理・販売・資材調達などの規模の優位性を発揮できる部門は200ヘクタールの統合した単位で運営する仕組み構築を目指しているのである¹⁵。その他、畜産農家との連携（耕畜連携）や担い手育成などにも取り組み、中山間地域の当面する諸課題に挑んでいるのである。

以上のような大朝地区の法人化の試みは、コミュニティや集落の活動にも影響を与えている。具体的には、「大朝まちづくり会社」、「NPO法人い〜ね！おおあさ」などまちづくりや地域ネットワーク支援を担う団体・組織

表16 株式会社大朝農産出資者の概況

区分	出資者の名称	経営面積	構成員数
集落法人	農事組合法人 平田農場	22.5ha	47人
	農事組合法人 いかだづ	21.2ha	36人
	農事組合法人 鳴滝農場	19.5ha	19人
	農事組合法人 小倉の里	19.1ha	31人
	農事組合法人 天狗の里	20.2ha	35人
	農事組合法人 宮の庄さくら農場	26.5ha	50人
大型稲作農家	A	20.5ha	
	B	12.4ha	
	C	16.0ha	
	D	19.4ha	
	E	8.8ha	
(経営面積合計)		216.1ha	

注：面積および員数は、2007年3月の数値で、経営面積は利用権設定（借地）＋作業受託面積である。

楠木雅弘『進化する集落営農』農文協、2010年、218頁より引用。

が成長し、また各集落でもそれぞれの特性を生かした地域づくりが進められている。大朝地区では、人口減少、農業の担い手不足、コミュニティの衰退などの中山間地域の課題を、地域ぐるみのさまざまな法人・団体間の協働によって克服しようと試みている。農業においては、集落を越えた法人（株式会社）のまとまりに結実しているのである。この「大朝農産」の取り組みも、「第1次産業×第3次産業」として、生産と販売を担う経営多角化の試みでもある。個別の集落法人でおこなわれていた経営多角化を地区レベルで実現しつつあるわけである。その意味で、この「大朝農産」の取り組みは、中山間地農業のひとつのあり方として注目できるのである。

V おわりに

以上、東広島市の農事組合法人「ファーム・おだ」と北広島町の同じく農事組合法人「岩戸黒瀧」の事例に即して、その事業展開、とくに経営多角化の内容について見てきた。すでに見たように、広島県では農家人口の高齢化、耕作放棄地の拡大、農業の担い手不足に対応するために集落営農の法人化が進み、結果として小規模農家が共同で農業経営をおこなう形が増加しつつある。そして、こうした法人化の試みは、農作業の効率化・省力化、農地の共同化にはとどまらない。つまり、生産、製造、加工、販売といったプロセスを通じて、経営多角化を展開しているのである。農産物に付加価値を付け、商品化、ブランド化を目指しているわけである。施設型農業の場合は、個別経営であっても設備投資などにより所得を向上させることが比較的容易であるが、土地利用型農業の場合は困難である。この土地利用型農業の経営効率を高め、所得を向上させる手段の一つが法人化であり、その法人の経営多角化が「6次産業化」である。両事例に即していえば、「ファーム・おだ」の「パン&米夢」による米粉パンの製造・直売所での販売であり、「岩戸黒瀧」の「おこ麺」や焼酎・清酒の製造・販売なわけである。

これまで、中山間地域の集落営農は、消費者のニーズに即した作目を効

率よく生産・販売することで多くの利益を上げることよりも、農地や水といった地域資源を維持・管理することが主たる目的とされていた。実際、「補助金の受け皿」としての性格が強い法人も存在している。中山間地域では、法人の黒字化や収益向上を補助金・助成金なしで進めていくことは難しいところがあるが、単なる農地の維持・管理というところからの転換を試みる姿勢には「集落ビジネス」の可能性もうかがえるわけである。また、詳しくは触れなかったが、両法人は、地域自治組織としての機能ももっている点は重要である。原則として、農業にかかわるところは法人が、地域管理や地域の活性化にかかわるところは集落が責任を負うという姿勢を維持させながらも、農地の管理・地域の合意形成・後継者人材育成といった集落が担っていた役割の一部を、集落法人が発展的に継承している。また、各種まちづくり組織や地域自治組織との連携、集落を越えた広域的な連携を模索しながら、高齢化、人口減という中山間地域の課題に立ち向かっているのである。

もちろん、米価の低下や補助金・助成金の交付の先行きが不透明ななかで、中山間地域における法人の経営多角化がどこまで根付くかは未知のところがあるが、両法人で見られたさまざまな商品開発、事業展開、人材育成の試みは、今後の広島県の集落法人のあり方に一石を投じるものとなるのではないと思われる。なお、農事組合法人「岩戸黒瀧」の事例、つまり「株式会社 大朝農産」で見たように、地域の大規模稲作農家も含めて、法人間の連携が進みつつある。一方で、効率の良い生産を維持しながら、他方で規模の優位性が発揮できるところで連携し合う形である。「大朝農産」の場合は、株式会社という形態をとっているが、実際のあり方は多様でありうるわけである。集落営農法人の「第二のステージ」が言われるなかで、この法人間連携のあり方と実際の論理を明らかにすることは重要である。この点については稿をあらためて検討してみたい¹⁶。

注

1. 広島県における集落法人の展開については、かつて論じたことがある。秋葉節夫、「集落法人の展開と農村社会—広島県東広島市の事例—」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『社会文化研究』第31巻，2005年。また、集落営農組織の山形県と岡山県における最近の動向として、秋葉節夫、「庄内地域における集落営農組織化の動向」広島大学大学院紀要『社会文化論集』第12号，2011年，秋葉節夫、「岡山県における集落営農組織化の動向」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』第7巻，2012年，も参照されたい。
2. 広島県『2020農林水産チャレンジ・プラン』広島県，2010年，2頁。
3. 東広島市地域農業集団連絡協議会『東広島市の集落営農（農事組合法人・地域農業集団の概要）』，東広島市，2010年，45頁。
4. 農事組合法人ファーム・おだ『多様な労働力が活きる集落法人化—集落を守り，若者に魅力のある集落営農育成のために—』，2007年，7頁。
5. 2011年8月の聴き取りによる。
6. 農事組合法人ファーム・おだ『多様な労働力が活きる集落法人化』2007年，9頁。
7. 農事組合法人ファーム・おだ『小田産米粉パン工房（パン&マイム）の概要』，2013年，1頁。
8. 同上，3頁。
9. 楠木雅弘『進化する集落営農』，農山漁村文化協会，2010年，216頁。
10. 2011年8月の聴き取りによる。
11. 農事組合法人岩戸黒瀧『平成22年度 業務報告書』2011年，6—7頁。
12. 2011年8月の聴き取りによる。
13. 農事組合法人岩戸黒瀧『平成22年度 業務報告書』2011年，15頁。
14. 同上，12—13頁。
15. 2011年8月の聴き取りによる。
16. 広島県における集落法人間連携の動向と特徴を論じたものとして，楠

木雅弘『進化する集落営農』農山漁村文化協会、2010年のほかに、田代洋一『地域農業の担い手群像』農山漁村文化協会、2011年、小林元「地域づくりにおける集落営農の位置付け」『J C総研レポート』、社団法人J C総研、2011年、福田竜一「集落営農法人が担う地域農業の変革—二つの合理性と農協の課題—」『農林金融』、農林中金総合研究所、2011年、がある。

文 献

秋葉節夫、「集落法人の展開と農村社会—広島県東広島市の事例—」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『社会文化研究』第31巻、2005年。

秋葉節夫、「庄内地域における集落営農組織化の動向」広島大学大学院紀要『社会文化論集』第12号、2011年。

秋葉節夫、「岡山県における集落営農組織化の動向」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』第7巻、2012年。

楠木雅弘、『進化する集落営農—新しい「社会的協同経営体」と農協の役割—』農山漁村文化協会、2010年。

小林元、「地域づくりにおける集落営農の位置付け」『J C総研レポート』、社団法人J C総研、2011年。

田代洋一、『日本農業の主体形成』、筑波書房、2004年。

田代洋一、『集落営農と農業生産法人』、筑波書房、2006年。

田代洋一、『地域農業の担い手群像—土地利用型農業の新展開とコミュニティ・ビジネス—』、農山漁村文化協会、2011年。

谷口憲治、「集落営農の「6次産業化」と「コミュニティ・ビジネス」による農村振興」『農業と経済』、第78巻第5号、昭和堂、2012年。

農事組合法人ファーム・おだ、『多様な労働力が活きる集落営農法人化—集落を守り、若者に魅力がある集落営農育成のために—』、2007年。

農事組合法人ファーム・おだ、『小田産米粉パン工房（パン&マイム）の概要』、2013年。

農事組合法人岩戸黒瀧, 『平成22年度 業務報告書』, 2011年。

東広島市地域農業集団連絡協議会, 『東広島市の集落営農（農事組合法人・地域農業集団の概要）』, 東広島市, 2010年。

広島県, 『2020農林水産チャレンジ・プラン』, 広島県, 2010年。

福田竜一, 「集落営農法人が担う地域農業の変革—二つの合理性と農協の課題—」『農林金融』, 農林中金総合研究所, 2011年。